

第5回 唐津市公共施設再編審議会

令和7年11月10日（月）

総合政策部行政マネジメント課

次第

1 開会

2 議題

(1) 会長及び副会長選出

(2) 市民センターのあり方について

P 3～P20

(3) 公共施設再配置計画の改訂時期について

P21

(4) 肥前町福祉センターの進捗報告について

P22～P27

3 その他

4 閉会

(2) 市民センターのあり方検討の背景

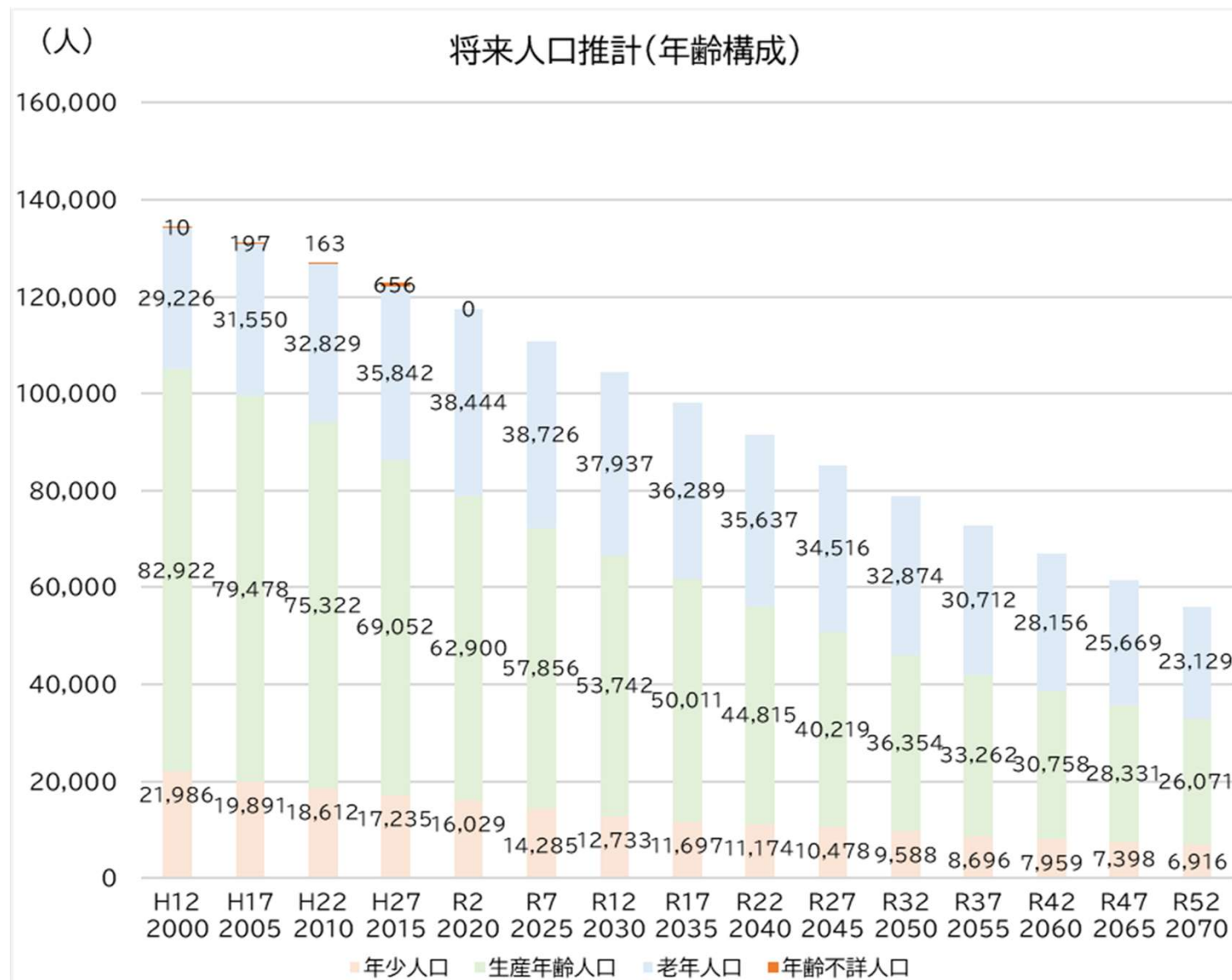
- ・唐津市では、平成17年1月及び平成18年1月の1市6町2村による合併以降、広域的な行政サービスを実現すべく、旧町村単位で支所を設置し、総合支所としての機能を維持しながら行政運営を行ってきた。
- ・そうした中、平成25年度には、合併後10年目を迎え、行財政改革を推進しながらも、今後一層深刻化する人口減少や少子高齢化による集落機能の低下、地域産業の進行と雇用の確保、安全・安心なまちづくり等、本市が抱える様々な課題に取り組んでいくために、地域住民にとって最も身近な存在である支所のあり方について検討を開始し、平成29年度に「市民センターのあり方について」基本方針等を策定した。（平成30年度一部改訂）
- ・また、支所の体制については、合併当初の6課体制から始まって以降、組織を簡素化するとともに地域性を発揮できる支所などを目指し、体制の見直しを適宜行ってきた。その結果、平成21年度からは4課体制へと再編し、平成27年度からは「支所」を「市民センター」とし、3課体制とした。その後、令和元年度からは2課体制へ、令和7年度からはグループ制へと体制の見直しを行ってきた。
- ・令和7年度は、新市誕生から20年という節目を迎え、人口減少や少子高齢化が進行する中、令和7年度からスタートした第3次唐津市総合計画や第4次唐津市定員管理計画等を踏まえ、唐津市を取り巻く社会情勢や行政需要の変化に柔軟に適応し、様々な課題に対応できる組織機構へと見直しを進めるため、「今後の市民センターのあり方」について再度検討を行うこととし、庁内組織である「唐津市市民センター機能のあり方庁内検討会議」や「唐津市公共施設再編推進委員会」などにおいて検討を行った。

(2) 支所（市民センター）体制の変遷

- ・平成17年度～ **6課体制**
(総務課、地域振興課、住民福祉課、産業課、建設水道課、教育課)
↓
- ・平成21年度～ **4課体制** 支所長が「副部長級」へ
(総合支援課、市民福祉課、建設水道課、教育課)
↓
- ・平成22年度～ 4課体制
(総務教育課、市民福祉課、産業課、建設水道課)
↓
- ・平成25年度～ 4課体制
(総務教育課、市民福祉課、産業課、地域整備課)
↓
- ・平成27年度～ **3課体制** 支所から「市民センター」へ
(総務教育課、市民福祉課、産業課)
↓
- ・令和元年度～ **2課体制**
(総務・福祉課、産業・教育課)
↓
- ・令和7年度～ **グループ制を導入** 旧総務・福祉課を「地域支援グループ」へ
(旧産業・教育課は本庁に集約し、本庁付職員を市民センターへ配置)

(2) 人口の推移と推計（唐津市論点データ集より）

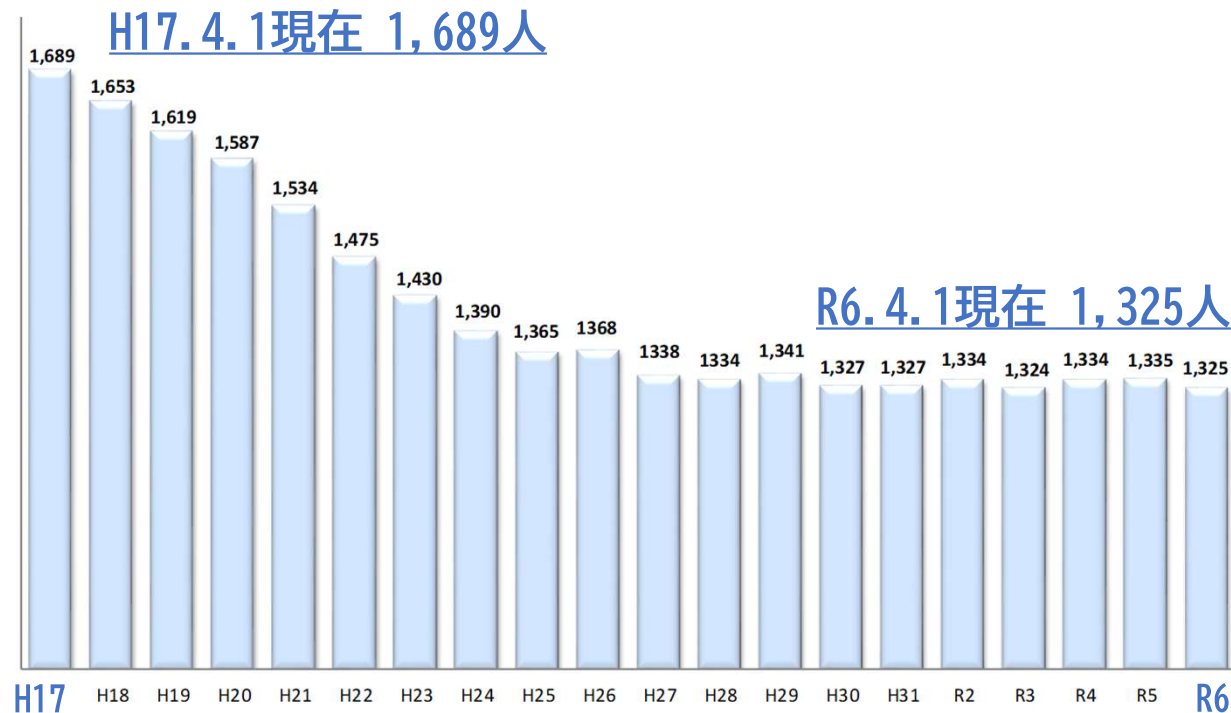
- ・ 下図は2000年（H12）から2070年（R52）まで70年間の唐津市の人口の推移及び推計
- ・ 唐津市の人口は、2020年（R2）から2070年（R52）にかけて今後50年で半減



(2) 常勤職員数の推移（唐津市定員管理計画より）

① 常勤職員数の推移（各年度4月1日現在）

- 唐津市の常勤職員数は、合併後の平成17年度の1,689人から第1次計画（定員適正化計画）に基づき職員数の適正化に取り組んだ結果、平成28年度には1,334人まで減少した。
- 平成30年度以降は、第2次計画及び第3次計画（定員管理計画）に基づき適正な定員の管理に取り組んできた結果、目標値の1,343人以内で推移している。
- 令和6年度は、平成17年度と比べ364人減少している。



② 第4次計画の数値目標

- 常勤職員については、人口等の規模にあった適正な定員管理を行うこととし、基本方針等に沿って、消防職を除いた職員数が1,100人以内（令和12年4月1日現在）となるよう数値目標を設定することとする。
- また、非常勤職員（会計年度任用職員）についても、基本方針等に沿って、数値目標を設定する。

職 種	基 準 値 令和6年度	目 標 値 令和12年度	増 減 数 基準値と 目標値の比較	増 減 率 基準値と 目標値の比較
行 政 職	1,038人	1,035人	▲ 3人	▲ 0.3%
技 能 労 務 職	58人	47人	▲ 11人	▲ 19.0%
消 防 職	182人	183人	1人	0.5%
再任用以外職員計 (A)	1,278人	1,265人	▲ 13人	▲ 1.0%
行 政 職 (再 任 用)	36人	8人	▲ 28人	▲ 77.8%
技 労 職 (再 任 用)	11人	1人	▲ 10人	▲ 90.9%
消 防 職 (再 任 用)	0人	0人	0人	-
再 任 用 職 員 計 (B)	47人	9人	▲ 38人	▲ 80.9%
常 勤 職 員 計 (C=A+B)	1,325人	1,274人	▲ 51人	▲ 3.8%
消防職を除く常勤職員数	1,143人	1,091人	▲ 52人	▲ 4.5%
会計年度任用職員				
4月1日現在の人数 (D)	642人	550人	▲ 92人	▲ 14.3%
年間任用人数 (E)	884人	762人	▲ 122人	▲ 13.8%
4月1日現在の職員数 (C+D)	1,967人	1,824人	▲ 143人	▲ 7.3%
年間任用職員数 (C+E)	2,209人	2,036人	▲ 173人	▲ 7.8%

(2) 今後の市民センターのあり方（案）

- ① 業 務 … 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。
- ② 建 物 … 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。
- ③ 統 合 … 上記②の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。

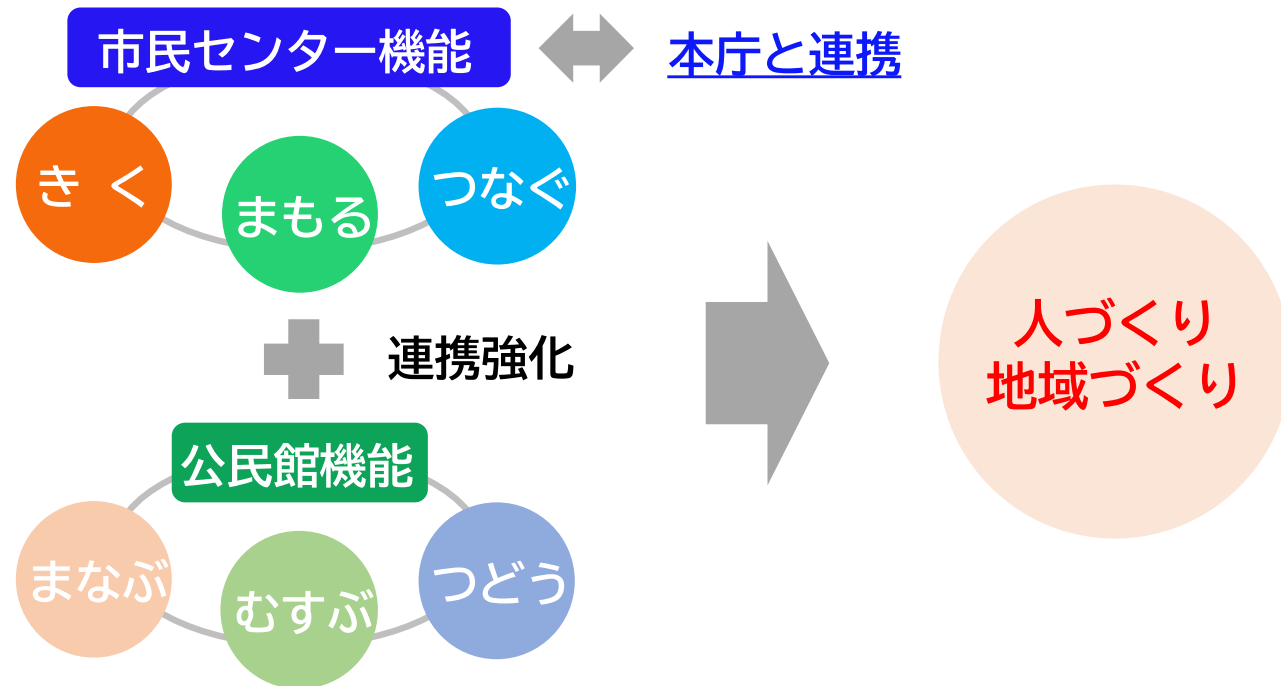
市民センターの主な業務（案）

1 窓口業務（産業部門も含む）

- (1) 申請受付業務
- (2) 証明書発行業務
- (3) 収納業務
- (4) 相談業務

2 本庁等との連絡・調整業務

- (1) 相談等の調整業務
- (2) 道路等の初動対応業務
- (3) 各団体等との連絡・調整業務
- (4) 防災業務
- (5) その他庶務業務等



※進め方 … 業務の本庁への集約や建物の複合化については、段階的に進めていくこととする。

(2) 基本方針等の改訂（案）① 新旧対照表

改 正 案	現 行
市民センターのあり方について 平成29年8月策定 平成30年9月改訂 <u>令和7年12月改訂</u> <u>総合政策部行政マネジメント課</u> 【基本方針】 1 市民センター____については、現在の市民センター単位を基本とし、<u>「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。</u> 2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、<u>公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。</u> 3 <u>上記2の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。</u>	市民センターのあり方について 平成29年8月策定 平成30年9月改訂 <u>政策部公共施設再編推進室</u> 【基本方針】 1 市民センター機能については、現在の市民センター単位を基本として残す。<u>ただし、長期的には、地域の実情なども踏まえたうえで、現在の市民センターの圏域を越えた統廃合もあり得る。</u> 2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、_____ _____<u>地域に密着した小規模多機能型</u>_____<u>とする。</u> 3 <u>市民センター業務については、関係課と調整のうえ、本庁への集約または市民センター間での連携を図る。</u>

(2) 基本方針等の改訂（案）② 新旧対照表

改 正 案	現 行
【具体的内容】 1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。 2 <u>上記1の業務の集約化等により、市民センターの主な業務は、次のとおりとする。</u> ①<u>窓口業務（申請受付業務（福祉、農業などすべての業務に対応）、証明書発行業務（住民票、戸籍など）、収納業務、相談業務など）</u> ②<u>本庁等との連絡・調整業務（住民の相談を本庁につなぐ業務、各団体等との連絡・調整業務、防災業務など）</u> 3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていける仕組みを構築する。 4 <u>コミュニティセンター（仮称）については、当該施設が地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センターと公民館以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。</u> 5 <u>コミュニティセンター（仮称）内の唐津市職員（教育委員会事務局の職員等を含む）の事務室は、当該施設の効率的な運営ができるよう、原則、1箇所に集約する。</u>	【具体的内容】 1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。 2 <u>多様化する行政ニーズへの対応や、地域に密着したきめ細かい住民サービスの提供を可能にするとともに、福祉から防災まで、広範囲の業務に対応できる小規模多機能型の組織とする。</u> 3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていける仕組みを構築する。 4 <u>市民センター庁舎については、市民センターが地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センター_____以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。</u>

1. 証明書等の発行

- ・住民登録に関する証明(市内全域)
住民票、住民票の除票、記載事項証明書など
- ・戸籍に関する証明
戸籍の証明(戸籍謄本・抄本、戸籍附票など)、身分証明書など
- ・印鑑登録証明書
- ・税に関する証明
所得課税証明、納税証明（市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税）、滞納がない旨の証明
- ・所在・営業証明、住宅用家屋証明書
- ・原動機付自転車（原付バイク※125ccまで）、小型特殊自動車の登録・廃車証明
- ・土地・家屋の資産証明、評価証明、公課証明、無資産証明
- ・土地・家屋の名寄帳、償却資産明細書、固定資産台帳の謄本交付、字図及び現況図の交付
- ・生活保護に関する証明

2. 住民異動・戸籍等の届出

- ・住民異動届：転出、転入、転居、世帯主変更、世帯分離など
- ・戸籍の届出：出生、婚姻、離婚、養子縁組・離縁、死亡など
- ・印鑑登録申請・廃止の届出
- ・原動機付自転車（原付バイク※125ccまで）、小型特殊自動車の登録・廃車手続き

3. 税金等の収納

（収納できる税金等）

- ・市税（市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税）
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・市営住宅使用料
- ・犬の鑑札及び注射済票の交付手数料
- ・保育料、放課後児童クラブ負担金
- ・諸証明手数料
- ・財産使用料
- ・港湾・道路占用料
- ・上下水道料金、下水道受益者負担金

（収納できない税金等）

- ・国税、県税、国民年金保険料など

4. マイナンバーカード関係

- ・マイナンバーカード交付申請の受付
- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナンバーカードの再発行・券面記載事項変更届の受付など
- ・電子証明書の新規発行・更新など

5. 保険・年金関係

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療の加入・脱退申請、再交付の受付
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療の各種保険給付申請受付
- ・ 国民年金の加入申請、各種免除申請の受付

6. 福祉関係

- ・ 介護認定相談、申請、再発行、喪失受付
- ・ 地域包括支援に関する相談（地域包括支援各サブセンター取扱い）
- ・ 介護予防プランの作成（地域包括支援各サブセンター取扱い）
- ・ 離島通院費補助申請受付（肥前、鎮西、呼子のみ）
- ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付
- ・ 災害見舞金、災害弔慰金等、災害支援の申請受付
- ・ はり・きゅう等施術券受付・交付
- ・ 福祉タクシー・福祉船舶交付申請受付・交付
- ・ パーキングパーミット交付申請受付・交付

7. その他業務

- ・ 死亡に伴う申請・届出等
- ・ 船員手帳の交付（肥前のみ）
- ・ 自動車臨時運行申請受付及び許可証交付（相知のみ）

8. 相談業務

- ・ 行政サービス（道路、河川、空き家等）に関する相談（内容確認後、本庁につながります）

9. 各団体との連絡・調整業務

- ・ 行政連絡員等に関する事
- ・ 地域団体に関する事
- ・ 消防団に関する事

10. 防災業務

- ・ 本庁等との連絡調整、災害情報の収集など

11. 市民センターで取扱っていない業務の申請及び届出

- ・ 業務取扱いのない申請書及び届出書等（農業、漁業、道路、教育等関連業務含む）については、書類の受け取りのみを行います。（受け取り後、本庁で処理します）

開庁時間：8時30分～17時15分

閉 庁 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※夜間休日業務（戸籍届書の受領など）は、本庁舎のみで対応します。

(2) 今後のCC庁舎等の複合化の考え方 (案)



複合化



※国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/>)をもとに唐津市行政マネジメント課作成

(2) 公共施設等総合管理計画等の改訂（案）

◎公共施設等総合管理計画・再配置計画の改訂にあたっての考え方

- ・市民センターのあり方の基本方針等の改訂に伴い、改訂するもの

◎施設毎の基本方針の改訂にあたっての考え方

（共通事項）

- ・事業が完了（建物が完成するなど）する年度に、「複合化」等の基本方針を記載
- ・上記のほか、事業の実施に向けた「協議」等についても、方針を記載
- ・「他の公共施設等との複合化協議」の「等」は、郵便局などの民間の施設を想定

（市民センター）

- ・「呼子市民センター（鎮西市民センター）との統合等協議」の「等」は、公民館などとの複合化の協議を想定

（厳木市民センター関連の複合化など）

- ・厳木市民センター関連の複合化対象施設などの方針もあわせて整理

(2) 公共施設等総合管理計画の改訂（案） 新旧対照表



唐津市
Karatsu city

改 正 案

現 行

- 4 公共建築物の再配置に向けた取組方針
適正な行政サービスの水準を維持しながら、公共建築物の保有量及び行政コストの最適化を図るため、公共建築物及び施設サービス機能の再配置に関する基本方針を次のとおり掲げ、推進します。
- (1) ～ (3) 略
- (4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）
- ① 施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。
 - ② 市民センターは、公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。また、地域の実情などを踏まえ、隣接する市民センター庁舎との統合の検討・調整も進める。
 - ③～⑤ 略

- 4 公共建築物の再配置に向けた取組方針
適正な行政サービスの水準を維持しながら、公共建築物の保有量及び行政コストの最適化を図るため、公共建築物及び施設サービス機能の再配置に関する基本方針を次のとおり掲げ、推進します。
- (1) ～ (3) 略
- (4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）
- ① 施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。
 - ② 市民センターは、_____地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の複合施設化を推進し、圏域を越えた統廃合を含めた配置とする。
 - ③～⑤ 略

※唐津市公共施設再配置計画の「6 再配置計画の基本方針」も上記にあわせて改訂

※唐津市公共施設再配置計画の「6 再配置計画の基本方針」も上記にあわせて改訂

(2) 市民センターの再編の方針（案）新旧対照表

改 正 案						現 行					
対象施設		方 針				対象施設		方 針			
市民センター		公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。また、地域の実情などを踏まえ、隣接する市民センター庁舎との統合の検討・調整を進める。				市民センター		地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の複合施設化を推進し、圏域を越えた統廃合を含めた配置とする。			
施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針			施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)				短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
浜玉CC	2021	1,324			維持保全	浜玉CC	2021	1,324			維持保全
厳木CC	1965	1,940	建替え（他の公共施設との複合化）協議、設計等	他の公共施設との複合化		厳木CC	1965	1,940	建替え（他の公共施設との複合化）		
相知CC	1962	3,266	機能移転・本館解体	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化	相知CC	1962	3,266	機能移転・本館解体		建替え
北波多CC	1968	1,630	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化		北波多CC	1968	1,630		他の公共施設等との複合化	
肥前CC	1998	4,878	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化		肥前CC	1998	4,878		長寿命化	
鎮西CC	1973	3,483	呼子市民センターとの統合等協議	鎮西・呼子市民センターの統合等協議		鎮西CC	1973	3,483	呼子市民センターとの統合等協議	統合	
呼子CC	1977	1,787	鎮西市民センターとの統合等協議	他の公共施設等との複合化等		呼子CC	1977	1,787	鎮西市民センターとの統合等協議	統合	
七山CC	1992	2,994		他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化	七山CC	1992	2,994		長寿命化	

(2) 公民館の再編の方針（案） 新旧対照表

改 正 案

対象施設	方 針
公民館	施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏域区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。

施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
浜玉公民館	2020	1,195			維持保全
厳木コミュニティC	1977	2,036	他の公共施設等との複合化協議、設計等	他の公共施設等との複合化	
相知交流文化センター	2003	3,278		他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化
北波多公民館	1975	1,082	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化	
肥前公民館	1983	1,569	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化	
鎮西公民館	1980	1,855	打上公民館との統合等協議	打上公民館と統合し、他の公共施設等と複合化等	
呼子公民館	2019	1,458			維持保全
七山公民館	1986	1,618		他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化

現 行

対象施設	方 針
公民館	施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏域区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。

施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
浜玉公民館	2020	1,195			維持保全
厳木コミュニティC	1977	2,036	他の公共施設等との複合化		
相知交流文化センター	2003	3,278		長寿命化	
北波多公民館	1975	1,082		他の公共施設等との複合化	
肥前公民館	1983	1,569		長寿命化	
鎮西公民館	1980	1,855	打上公民館との統合協議	統合	
呼子公民館	2019	1,458			維持保全
七山公民館	1986	1,618			長寿命化

※相知交流文化センター（相知公民館）は、「市民会館・文化会館」に記載

(2) その他の施設の再編の方針（案）新旧対照表

改正案

現 行

(老人憩の家)

施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
厳木町老人憩の家	1978	267	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設へ機能移転	
相知町老人憩の家	1976	470	他の公共施設へ機能移転		
北波多老人憩の家	1989	158	他の公共施設へ機能移転協議	他の公共施設へ機能移転	

(老人憩の家)

施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
厳木町老人憩の家	1978	267	他の公共施設等との複合化		
相知町老人憩の家	1976	470	他の公共施設へ機能移転		
北波多老人憩の家	1989	158		他の公共施設へ機能移転	

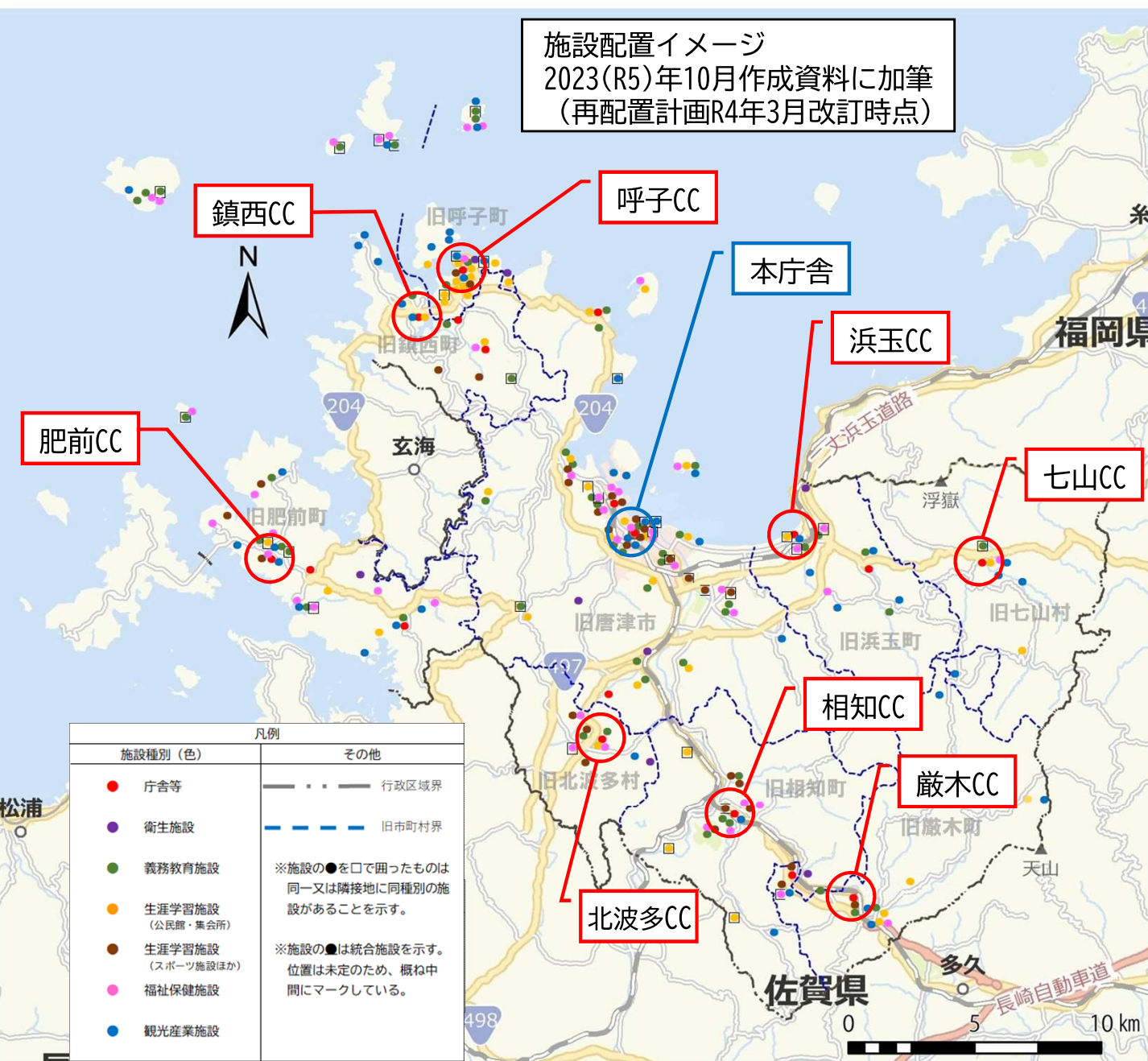
(保健センター)

施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
厳木町保健センター	2000	683	他の公共施設等との複合化協議	機能集約	
相知町保健センター	2003	769	機能集約		

(保健センター)

施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針		
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)
厳木町保健センター	2000	683	他の公共施設等との複合化		
相知町保健センター	2003	769		機能集約	

(2) 保有量の最適化への影響 (R6末時点での見通し)



(改訂前)

現在の延べ床面積より、

▲ 約 7,400 m²



(改訂後)

現在の延べ床面積より、

▲ 約 12,800 m²

- ・対象施設は市民センター・公民館等 (本資料P17~19掲載の施設)
- ・更新は床面積△33%減として推計

(3) 公共施設再配置計画の改訂時期について

1 公共施設再編審議会でのこれまでの意見

- ・公共施設再配置計画の次回の改訂時期は、短期末の令和9年度であり、中長期の見直しが対象となる。
- ・短期における個別の施設の見直しは審議会で個別に妥当性を判断する。

2 公共施設再編の背景等

- ・具体的な取り組みや検証を実施する中で、具体的な取り組みを実施したが実現できなかった施設や現方針では対応困難な施設が出てきている。
- ・第4回唐津市公共施設再編審議会で個別案件（肥前町福祉センター、肥前町保健センター）の審議を経て令和7年7月に再配置計画の改訂を行ったが、個別の施設の方針変更を随時行うことは望ましくないとの意見もある。
- ・庁内の推進組織である公共施設再編推進委員会においても、個別の施設の再編の進捗確認を行っているが、現方針では対応困難な施設や現方針で進めるものの短期実行プランの期間内での達成が困難な施設がある程度出てきているものと認識している。

3 対応案

- ・中長期の見直しは、短期実行プランの検証とともに令和9年度に実施する。
- ・ただし、現在の短期実行プランの方針で対応困難な施設は、個別に諮問するのではなく、令和8年度にまとめた形で審議会へ諮問する。

(4) 肥前町福祉センターの進捗報告

◆肥前町福祉センターの新たな施設整備の方向性

【1.現行施設の現状】

- 地元住民のみならず幅広い地域から良質な温泉を求め来館され、安らぎと交流の場となっている。
- 地域資源である温泉を通じて高齢者の健康づくりや地域福祉活動などの福祉サービス提供の場となっている。



介護予防教室（老人憩の家）

【2.新たな施設整備の方向性】

- 新施設は、「温泉」という地域資源を活かし、癒しと安らぎ交流の場としての福祉施設として再整備する。
- 高齢者の介護予防や健康づくりに加えて、「気軽に交流できる機会や居場所の提供」など地域共生社会の実現に寄与する機能を持たせる。
- 施設規模は、想定する福祉サービス提供に見合った規模を基本とし、様々な用途で活用できる多目的スペースを配置する。



社会福祉協議会によるイベントの様子
（福祉センター）

【3.主な導入機能】

①入浴・休養機能

- ・ 良質な泉質による心身のリフレッシュと健康増進の場

②高齢者の健康・生きがい・居場所づくり

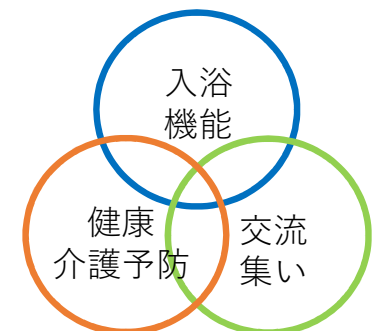
- ・ 温泉入浴と健康チェック・運動を組み合わせた継続的な介護予防活動

③地域交流支援

- ・ 民生委員等の活動拠点として、多世代の住民交流の場を提供

④その他、多目的活用

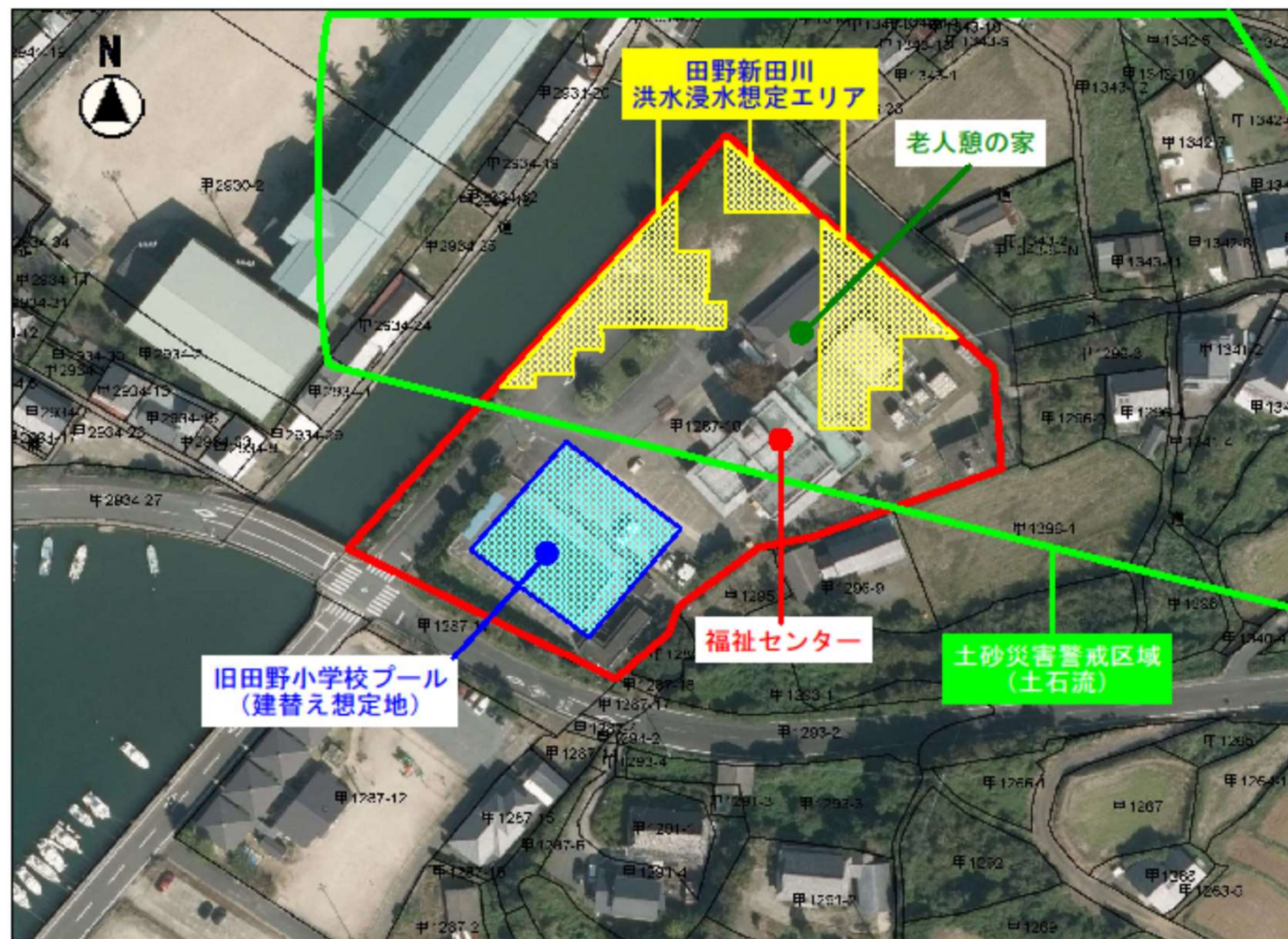
- ・ 各種出張型行政サービス（事業説明会、投票所、巡回診療など）
- ・ 一時的な避難場所
- ・ 利用者による活用（貸スペース）



(4) 肥前町福祉センターの進捗報告

◆建替え想定位置図及び周辺の状況

肥前町福祉センター・肥前町老人憩の家・旧田野小学校プール 航空写真



(4) 肥前町福祉センターの進捗報告

1 再配置計画の改訂内容

◆新たな市民ニーズ等により必要となる公共施設に関する調査

⇒ 令和2年度の特別委員会からの提言に沿った対応を実施したが、実現できなかったため、再配置計画の基本方針に沿い対応する。

◆公共施設再配置計画の基本方針（保有量の最適化）

⇒ 肥前町老人憩の家と肥前町保健センターを含め、保有量の適正化を図る。

◎公共施設再配置計画の改訂内容（改訂前）

施設名	施設 小区分	施設小区分の方針	施設毎の 基本方針	延床 面積
肥前町福祉 センター	福祉温泉・ 入浴施設	民営化を進め、民営化できない施設 は用途変更もしくは、廃止を進める。	(短期) 民営化	982 ㎡
肥前町老人 憩の家	老人憩 の家	公民館等への機能移転を進め、単独 施設としての更新は行わない。	(短期) 他の公共施設 へ機能移転	168 ㎡
肥前町保健 センター	保健 センター	将来的には市域には一つの配置とす る。市民センター圏域にある施設に ついては、多目的な活用を図ると共 に、健診や保健指導が実施できる他 の公共施設への機能移転を進める。	(短期) 維持保全	564 ㎡

(改訂後)		
施設小 区分	施設小区分の方針	施設毎の 基本方針
福祉 施設	設置目的および利用 状況を考慮した 適正 規模での配置 とする。	(短期/ 中期) 建替え
変更 なし	変更なし	変更 なし
変更 なし	変更なし	(短期) 機能 集約

2 第4回審議会の結果概要

- ・ 肥前町福祉センターは**建替えるが、併せて床面積の総量削減も図る**という問題解決方法は妥当である。
- ・ 入浴施設以外の**多目的スペース**を魅力的なものにしていく方策、温泉の**知名度を上げていく**方策が必要である。
- ・ 付帯意見として、建替え施設は**市民や地域の参画により構想**し、長く使われ、地元の人に愛されるような、魅力を高めた施設として整理すること。

◆肥前町福祉センターあり方検討会議（地元説明）

- ・令和7年10月15日（水）
- ・肥前市民センター、福祉総務課、肥前町行政連絡員及び老人クラブ役員等

1 市からの説明概要

福祉センター、老人憩の家及び旧田野小学校プールを一体的に解体し、新たに福祉施設として建替える方針を決定し、9月市議会において各施設の解体実施設計費、解体に伴う周辺家屋事前調査費、敷地測量及び造成設計費を計上した。

2 地元からの主な意見

- ・現在の福祉センターの1階部分相当の床面積は必要である。
- ・多目的室は集会などで利用する場合200㎡程度は必要である。
- ・高串地区は飲食店がないため、食堂がほしい。
- ・足湯を作ったら集客も見込めるのではないか。
- ・田野小学校や高串児童館が廃止となり、地域コミュニティを考えてほしい。

3 市の回答

- ・福祉施設としての建替えのため、広い集会所機能は難しいと考えているが、多目的室を重ね使いしながら稼働率を高めた施設としたい。
- ・食堂については、採算面を考えて、現状難しいと考えている。
- ・具体的な案ができたときには、今回と同様の会議を開催したい。



(4) 肥前町福祉センターの進捗報告

◆令和7年9月市議会での主な質疑等の概要

- ・ 現施設の利用状況を踏まえ、新たに建替える施設は地域の声が反映されることを望む。
- ・ 新たな施設整備の提案は、再配置計画と整合しているか。

◆庁内協議での主な意見

- ・ 施設に観光の要素を求める意見は地元からは特になかった。
- ・ 審議会では福祉施設の建替えて承認されており、観光温泉施設では理由がたたない。
集会利用は多目的スペースで可能である。
- ・ 再配置計画の観光温泉施設の基本的考え方が民営化又は用途廃止であること、民間施設への配慮の観点から観光施設化には疑問がある。
- ・ 肥前町福祉センターの建替え後の施設は、福祉施設とするが、福祉以外の利用に厳しい制限はせず、フレキシブルに使えるようにする。
- ・ どのような使い方にするか、床面積をどうするかは、利用状況や今後の人口なども踏まえて整理する。

⇒床面積の増加を要する理由（具体的な使い方や利用需要）を再確認し、必要があれば、総量削減方法を含めて検討及び整理し、今後、改めて審議会の意見を聴きたい。

